

広島県告示第九百五十三号

建築士を対象とする講習の指定に関する規程（昭和六十一年広島県告示第六号）第十条の規定によって、次の講習を廃止した旨の届出があった。

平成二十年十一月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

実施法人の 名称及び住所	定期講習又は 特別講習の別	講習の名称	講習の対象者	廃止年月日
社団法人広島県建築士会（広島市中区千田町三丁目七番四七号）	定期講習	建築士のための指定講習会	建築士一般	平成二〇年一〇月一日
社団法人広島県建築士事務所協会（広島市中区八丁堀五番二二二号）	定期講習	建築士事務所の管理講習会	建築士事務所の管理的業務に携わる者（開設者及び管理建築士）	平成二〇年九月二九日